

## (小康期)

### <各論>

#### 6 小康期

小康期
小康期の状態 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況
目的： (1) 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### (1) 実施体制

##### 【福井市新型インフルエンザ等対策本部の廃止】

- ・ 本市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 国・県との連携を図り、必要な情報を収集する。
- ・ 通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

#### (3) 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- ・ 流行の第二波に備え、国内および県内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、市民等への注意喚起を行う。
- ・ 本市は、市コールセンターに寄せられた問い合わせ等の情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

##### 【コールセンター等の体制の縮小】

- ・ 本市は、状況を見ながら市コールセンター等の体制を縮小する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### 【感染防止対策の実施】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の実施を呼びかける。

## (小康期)

---

### (5) 予防接種

#### 【住民接種】

- ・ 本市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種を進める。
- ・ 本市は、緊急事態宣言がされている場合においては、第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

### (6) 医療

#### 【医療体制】

- ・ 本市は、県が国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことに協力する。

### (7) 市民生活・経済の安定の確保

#### 【市民・事業者への対応】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

#### 〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

#### 【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

- ・ 本市は、国や県と連携し、国内の状況等を踏まえ、本市が講じた措置を縮小・中止する。